

## ○北部松山衛生センター組合施設見学実施要綱

令和3年5月14日

北部松山衛生センター組合訓令第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、北部松山衛生センター組合（以下「当組合」という。）の廃棄物処理事業に対する町民の一層の理解と協力を得ることを目的として当組合の各施設（以下「施設」という。）の見学について、必要な事項を定めるものとする。

(見学対象者)

第2条 見学の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 一般町民及び構成町内の各種団体
- (2) 小学校及び中学校等に在学する者で、授業の一環として教職員に引率される者
- (3) 地方公共団体等が主催する施設見学及び研修会参加者
- (4) その他組合長が認めた者

(見学施設)

第3条 見学の対象とする施設は、ごみ焼却処理施設、ごみ破砕処理施設、リサイクルセンター施設及び最終処分地施設とし、安全又は管理運営上支障のない個所とする。

(見学日時)

第4条 施設の見学は、せたな町の休日を定める条例（平成17年せたな町条例第2号）に規定する日を除く月曜日から金曜日までとし、見学時間は午前9時から午後4時までとする。

(見学者数)

第5条 見学者数は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号及び第3号の者は15名までとする。（小学生及び中学生を含む。）
  - (2) 第2条第2号の者は40名までとする。（引率者は含まない。）
- 2 前各号にかかわらず、必要があると認めるときは、見学者数の変更ができるものとする。

(見学の申し込み)

第6条 施設の見学を希望する者は、当組合指定の施設見学申請書に必要な事項を記入し、当組合の許可を受けなければならない。

(許可の取消等)

第7条 次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、許可を取消し又は見学を中止させることができる。

- (1) 見学者が施設見学の目的を逸脱した場合
- (2) 見学者がこの要綱に違反した場合
- (3) 施設の運転管理上支障が生じると認めた場合

2 次の各号のいずれかに該当すると認める者は、施設への入場を禁止又は退場させることができる。

- (1) 泥酔者その他、他人に危害を及ぼし又は他人の迷惑となる恐れのある者
- (2) 危険なものを携帯し、又は動物を伴う者（身体障害者補助犬を同伴する者を除く。）
- (3) 適当な指導者又は付添人のない15歳以下の者
- (4) その他、施設の運転管理上支障があると認められる者  
(係員の同行)

第8条 施設の見学に当たっては、当組合職員が同行の上、施設についての説明を行うものとする。

(見学の遵守)

第9条 見学者は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設及び設備機器を破損し又は汚損してはならない。
- (2) 指定の場所以外に立入ってはならない。
- (3) その他係員が指示する事項

(損害賠償)

第10条 見学者が故意に施設及び設備機器を滅失又はき損したと認められる場合は、損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額又は免除することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、見学に関し必要な事項は組合長が別に定める。

## 附 則

この訓令は、令和3年6月1日から施行する。

様式第1号（第6条第1号関係）

北部桧山衛生センター組合施設見学申請書